

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（令和3年4月23日にされたものに限る。）に係る同項第2号に掲げる区域（以下「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第1号に掲げる期間に同法第十八条第1項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措令」という。）第11条第1項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った当該期間中の休業等（令和3年6月30日までに行なったものであって、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この2において同じ。）及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等について、以下の特例措置を行う。

（※）・日額上限：15,000円

・助成率： 4／5

（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合10／10）

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号及び第2項

4. 施行期日等

公布日：令和3年5月下旬（予定）

施行期日：公布の日から施行し、令和3年4月25日以降に開始した休業等について適用する。

緊急事態宣言を受けた雇用調整助成金等・休業支援金等(案)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例 (※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例 (※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)～4月末：緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という)、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)

5月・6月：緊急事態措置区域、重点措置区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象)

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）（平成 24 年法律第 31 号）

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第 32 条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2～6 （略）

○ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抄）（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 4 月 23 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

（3）まん延防止

1）外出の自粛（後述する「4 職場への出勤等」を除く）

（略）

2）催物（イベント等）の開催制限

特定都道府県は、当該地域で開催される催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知する取扱いを踏まえ、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客で開催するよう要請を行うものとする。

3）施設の使用制限等前述の「2 催物 イベント等」の開催制限」、後述する「7 学校等の取扱い」を除く）

① 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うものとする。その際、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に 関しては、別途通知する手続に沿って行うことに留意する。

特定都道府県は、人の流れを抑制する観点から、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知するところにより、飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「令」という。）第 11 条第 1 項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設（生活必需物資の小売関係等を除く。）に対して、休業要請を行うものとする。

以下（略）

雇用調整助成金について

概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

支給対象事業主等

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者
ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等を除く。

支給手続き

- 最近3か月の生産指標が前年同期と比較して10%以上減少していること等の支給要件を確認。
- 休業等を実施する前に、実施計画（月単位）を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請を行う。

助成内容等

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業：1/2 中小企業：2/3
 - ただし、雇用保険基本手当日額の最高額（8,370円）を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 1,200円

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応（案）

- 令和2年度予算額（第3次補正まで）：雇用調整助成金 2兆7,849億円 緊急雇用安定助成金 2,482億円〔合計 3兆 331億円〕
- 令和3年度予算額（令和2年度繰越額含む）：雇用調整助成金 1兆2,487億円 緊急雇用安定助成金 1,591億円〔合計 1兆4,077億円〕

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年4月30日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日～6月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5 (10/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 大企業：4/5 (10/10)	休業の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5 (10/10)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,370円	休業・教育訓練の助成額の上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 13,500円 ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)	同左
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可)	同左
休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5 (10/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 大企業：4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	教育訓練の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左

(実績) ・支給申請件数 (5/14) 3,497,238件
 ・支給決定件数 (5/14) 3,340,747件
 ・支給決定金額 (5/14) 3兆4,612億円

(参考) リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象
 ・助成率：中小企業8/10(解雇等なし9/10)、大企業2/3(解雇等なし3/4)
 ・上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額(現在8,370円)

※助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。地域特例のうち、緊急事態措置を実施すべき区域の特例措置内容については予定。

(注1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)。

(注2) 特に業況が厳しい(生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少)全国の大企業。

(注3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注4) 特に業況が厳しい(生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少)全国の企業。

雇用調整助成金の支給状況について

- 令和2年度財源確保額（補正予算額等含む）：3兆9,268億円（うち雇用調整助成金：3兆5,882億円、緊急雇用安定助成金：3,386億円）
- ◎ 令和3年度財源確保算額（繰越額含む）：1兆4,283億円（うち雇用調整助成金：1兆2,693億円、緊急雇用安定助成金：1,591億円）

	支給申請件数（件）		支給,決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～12/11	-	2,173,094(515,506)	-	2,112,230(498,239)	-	24,637(1,728)
12/19～12/25	58,084(12,055)	2,231,178(527,561)	57,386(11,300)	2,169,616(509,539)	456(25)	25,093(1,754)
12/26～1/1	17,132(3,363)	2,248,310(530,924)	9,841(1,697)	2,179,457(511,236)	82(7)	25,175(1,760)
1/2～1/8	63,008(14,114)	2,311,318(545,038)	57,385(11,933)	2,236,842(523,169)	558(27)	25,733(1,788)
1/9～1/15	51,994(10,686)	2,363,312(555,724)	49,507(10,479)	2,286,349(533,648)	309(19)	26,042(1,807)
1/16～1/22	63,170(12,683)	2,426,482(568,407)	68,466(14,010)	2,354,815(547,658)	527(30)	26,569(1,837)
1/23～1/29	71,900(15,190)	2,498,382(583,597)	66,271(13,780)	2,421,086(561,438)	538(33)	27,107(1,870)
1/30～2/5	68,652(15,053)	2,567,034(598,650)	68,086(13,451)	2,489,172(574,889)	552(24)	27,658(1,895)
2/6～2/12	52,120(11,417)	2,619,154(610,067)	58,698(12,802)	2,547,870(587,691)	551(29)	28,210(1,924)
2/13～2/19	62,658(14,188)	2,681,812(624,255)	69,626(15,041)	2,617,496(602,732)	573(31)	28,783(1,954)
2/20～2/26	62,544(14,138)	2,744,356(638,393)	52,619(12,091)	2,670,115(614,823)	415(26)	29,198(1,980)
2/27～3/5	80,494(18,320)	2,824,850(656,713)	66,930(15,668)	2,737,045(630,491)	482(32)	29,680(2,013)
3/6～3/12	71,342(16,128)	2,896,192(672,841)	68,265(15,345)	2,805,310(645,836)	599(40)	30,279(2,053)
3/13～3/19	66,357(15,282)	2,962,549(688,123)	65,366(14,740)	2,870,676(660,576)	512(33)	30,791(2,086)
3/20～3/26	66,614(15,211)	3,029,163(703,334)	62,139(13,821)	2,932,815(674,397)	481(36)	31,272(2,122)
3/27～3/31	49,485(11,724)	3,078,648(715,058)	34,586(8,022)	2,967,401(682,419)	283(22)	31,555(2,144)
4/ 1～4/ 9	95,007(22,614)	3,173,655(737,672)	77,642(17,965)	3,045,043(700,384)	612(51)	32,167(2,195)
4/10～4/16	63,481(14,928)	3,237,136(752,600)	62,553(14,984)	3,107,596(715,368)	450(38)	32,617(2,233)
4/17～4/23	58,771(13,693)	3,295,907(766,293)	66,991(15,630)	3,174,587(730,998)	557(50)	33,174(2,283)
4/24～4/30	67,098(15,368)	3,363,005(781,661)	59,094(14,044)	3,233,681(745,042)	513(43)	33,686(2,326)
5/1～5/7	43,484(10,408)	3,406,489(792,069)	29,932(6,816)	3,263,613(751,858)	307(26)	33,993(2,353)
5/8～5/14	90,749	3,497,238	77,134	3,340,747	618	34,612
うち雇用調整助成金	69,656	2,684,076	60,013	2,571,768	570	32,211
うち緊急雇用安定助成金	21,093	813,162	6 17,121	768,979	48	2,401

※ 緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）。令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）。

雇用情勢のデータについて

	2020年												2021年		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①有効求人倍率(倍)	1.45	1.40	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	
②完全失業率(%)	2.4	2.5	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	
③完全失業者数(万人)	166	170	176	192	192	196	204	207	215	205	210	203	203	180	

※有効求人倍率、完全失業率、完全失業者数は季節調整値

	2020年												2021年		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
④休業者数(役員以外) 前年同月差(万人)	16	25	353	217	62	14	1	30	14	20	11	34 (38)	12 (28)	▲30 (▲5)	
⑤正規雇用労働者数 前年同月差(万人)	44	67	63	▲1	30	52	38	48	9	21	16	36 (78)	26 (70)	54 (121)	

※休業者数、正規雇用労働者数は原数値

※①は厚生労働省「職業安定業務統計」 ②～⑤は総務省「労働力調査」

※④、⑤中 () は、前々年同月差(万人)